

MT300 デジタル圧力計 <専用モデル>

基準電気式圧力計（行政機関：計量検定所向け）

概要

アネロイド型圧力計の検定等に用いる計量器（基準器）のうち水銀を使用しているものの代替となる **基準電気式圧力計**

メリット

- 水銀の取り扱いによる **健康リスクの払拭**
- デジタル化による **検定業務の自動化を実現**

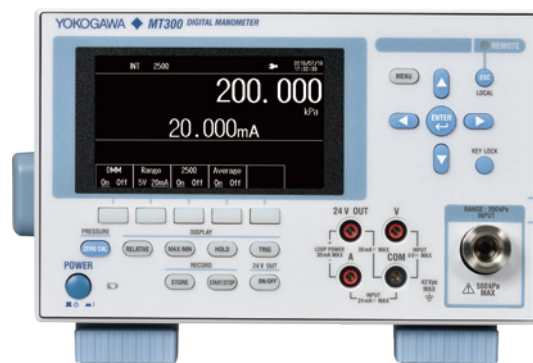
内容

- 本特注仕様品は、下記モデルがベースとなります。

MT300-G03-U1-P□-D/□...

“-G03”（200 kPa、ゲージ圧モデル）以外は選択不可。“/R1”オプションは付加できません。
その他の付加仕様は任意に選択可能です。

- 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下、産総研）による **基準器検査付き**。
基準器検査合格証印プレート が貼付されます。



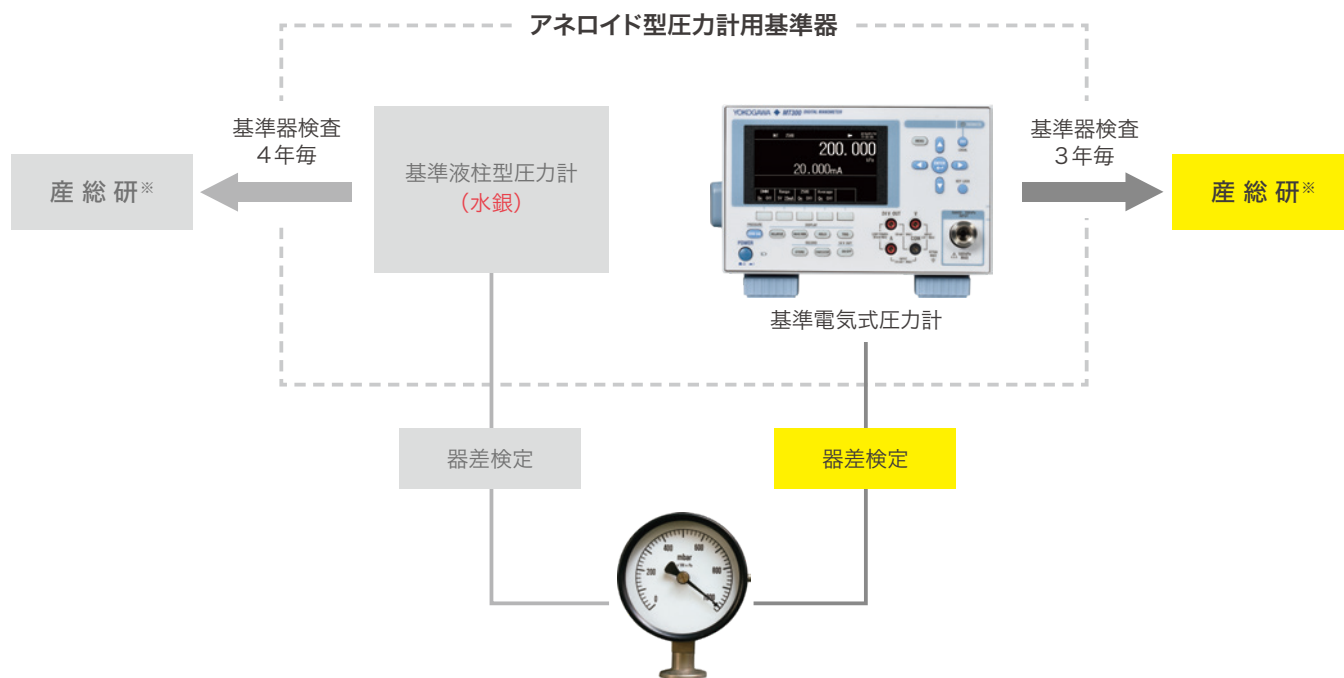
基準電気式圧力計

圧力の範囲：0 kPa ~ 200 kPa

目量：0.001 kPa

器物番号：

横河計測株式会社



計量法 第158条 (手数料) <一部抜粋>

次に掲げる者(経済産業大臣、研究所、機構又は日本電気計器検定所に対して手続を行おうとする者に限る。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、経済産業大臣、都道府県知事、特定市町村の長、日本電気計器検定所、指定定期検査機関、指定検定機関又は指定計量証明検査機関が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による検査に用いる計量器について基準器検査を受ける場合は、この限りでない。

上記法令により、計量検定所申請の基準器検査費用は免除されます。

よって、計量法関係手数料規則第5条のただし書きにおける減額を受けるための添付書類となるJCSS校正証明書も不要となります。

【お客様にご提出していただく書類】 基準器検査申請書

YOKOGAWA ◆
横河計測株式会社

本 社 〒192-8566 東京都八王子市明神町4-9-8
TEL:042-690-8811 FAX:042-690-8826
ホームページ <https://www.yokogawa.com/jp-ymi/>

製品の取り扱い、仕様、機種選定、応用上の問題などについては、
カスタマサポートセンター ☎0120-137-046 までお問い合わせください。
E-mail : tmi-cs@csv.yokogawa.co.jp
受付時間：祝祭日を除く、月～金曜日／9:00～12:00、13:00～17:00

お問い合わせは

YMI-N-MI-M-J01